

主要農作物種子法廃止後の本県における種子生産の取組について

1. 主要農作物種子法（全8条）

(1) 目的

昭和27年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国・都道府県が主導して、優良な種子の生産・普及を進め、主要農作物の生産性向上、品質の改善を図ることを目的として制定

(2) 法に定める都道府県の主な業務

- ① 奨励品種の決定のための調査（第8条）
- ② 原種・原原種の生産（第7条第1項）
- ③ ほ場の指定（第3条）
- ④ 種子のほ場審査、生産物審査（第4条）

2. 主要農作物種子法の廃止

廃止法が平成29年4月に可決され、施行は平成30年4月1日

<廃止の理由（農林水産省資料より）>

- ① 種子の品質が安定してきたことから、全国一律で優良品種の決定や原種・原原種の生産の義務付け等を法制度として措置するまでの必要性は乏しくなった。
- ② 都道府県中心の制度であるため、民間事業者が参入しにくい面がある。

3. 本県における今後の対応

- ・ 近江米の振興、水田のフル活用を図るためには、水稻・麦類・大豆の品質の高い種子の生産と安定供給が不可欠であることから、新たに「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱」を制定し、これまでと同様の取組を継続する。
- ・ この基本要綱には、法や関係規則の内容など、県や農業団体等の業務・手続き等を基本的に網羅する形で規定する。
- ・ また、県が行う奨励品種決定調査への民間育成品種等の依頼を想定し、新たに「奨励品種決定調査検討会」を位置付ける。

<参考：主要農作物種子制度の関係規定>

(国)

- ・ 主要農作物種子法
- ・ 主要農作物種子法第4条第5項に基づき、農林水産大臣が定める基準（都道府県が行う種子のほ場審査および生産物審査の基準）
- ・ 主要農作物種子制度運用基本要綱（奨励品種の決定、原種等の生産、種子生産ほ場の指定、審査等に関する具体的方法等を規定）

(滋賀県)

- ・ 滋賀県主要農作物種子法実施規則（ほ場指定の要件、審査請求期日、審査員等について規定）
- ・ 主要農作物種子法に基づくほ場審査および生産物審査の基準および方法（本県におけるほ場審査および生産物審査の具体的基準等を規定）

平成30年度から

○滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱（H30.4.1 制定）

H30.4.1 廃止

H30.4.1 廃止

主要農作物種子の生産の流れと県の業務

主要農作物: 水稲、麦類、大豆

<奨励品種決定調査>

本県に適應する優良な品種(奨励品種)を決定するための調査
(農業技術振興センター)

<平成29年度>

予備調査
水稲: 94品種、麦類: 12品種、大豆: 5品種
本調査
水稲: 8品種、麦類: 5品種、大豆: 2品種
現地調査
水稲: 5品種、麦類: 4品種、大豆: 2品種

<県奨励品種の指定>

奨励品種決定調査の結果や需要動向を踏まえ、関係機関・団体等の意見を聞いて奨励品種を指定
(農業経営課)

奨励品種等の指定に関する会議(随時開催)
(学識経験者、農業技術振興センター、農業農村振興事務所、関係団体、流通業者等)

本県における現在の奨励品種数
水稲: 10品種
麦類: 3品種
大豆: 5品種

<原種・原原種生産>

品種の形質を保持するため、種子の基となる原種および原原種の保管・更新および生産
(農業技術振興センター)

<平成29年度>

県奨励品種の原種・原原種を生産
水稲: 6品種 188a
麦類: 2品種 510a
大豆: 5品種 270a
(H29年度は、奨励品種のうち上記品種数を生産)

<採種ほ>

種子の生産(採種組合)

<平成29年度>

○水稲: 10品種 18,001a
3農協4採種組合
JAグリーン近江: 東近江市市原
JA湖東: 東近江市愛東
JA東びわこ: 彦根市宇尾、愛荘町岩倉
○麦類: 3品種 16,498a
4農協6採種組合
JAグリーン近江: 東近江市八日市、市原
JA東びわこ: 彦根市稲枝、愛荘町蚊野
JA湖東: 東近江市湖東
JAレーク大津: 大津市堂
○大豆: 5品種 13,791a
5農協5採種組合
JAグリーン近江: 近江八幡市加茂町
JAこうか: 甲賀市水口町
JA湖東: 東近江市湖東
JAレーク伊吹: 長浜市高橋町
JA北びわこ: 長浜市高月町

<ほ場審査・生産物審査>

採種ほ場で生育中の管理状況、変異株の有無等を確認し、審査(ほ場審査)
生産された種子の発芽の状況、異物混入等を審査(生産物審査)
(各地域農産普及課等)

ほ場審査<平成29年度>

水稲: 18,001a
麦類: 16,498a
大豆: 13,791a

生産物審査<平成28年度>

水稲: 711,500kg
麦類: 321,490kg
大豆: 163,190kg

県内生産者

水稲 31,700ha
麦類 7,760ha
大豆 6,610ha

根拠規定の対比

これまで

(主要農作物種子法(全8条)、主要農作物種子制度運用基本要綱、滋賀県主要農作物種子法実施規則他)

種子法等

★種子法第8条
★種子制度基本要綱第2

☆滋賀県農作物奨励品種等指定規程

★種子法第7条
★種子制度基本要綱第4

★種子法第3条
★種子制度基本要綱第5
☆実施規則第1条

★種子法第4～5条
★大臣が定める基準
☆実施規則第3～5条
☆審査基準および方法の運用

平成30年度以降

法律等の廃止

滋賀県水稲、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱(全9条)他

新 県基本要綱の制定

☆基本要綱第4条

新 奨励品種決定調査検討会議
☆基本要綱第3条
(農業技術振興センター)
民間からの依頼品種について、調査の実施を検討

☆滋賀県農作物奨励品種等指定規程(存続)

☆基本要綱第6条

☆基本要綱第7条第2

☆基本要綱第7条第5項
別紙3の4、別紙3の5

★: 国制定の法律、要綱等
☆: 滋賀県制定の規則、要綱等